



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 2 9 号 令和 2 年 8 月 7 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 0 8	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
5 0 9	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 1 0	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課

徳島県告示第五百八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和二年八月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支 援 の 種 類	年 月 日
合同会社ハビリテ	徳島市中島田町二丁目六七番地の一	ゆずりは care plus	徳島市北矢三町三丁目二番地八五	児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	令和二年八月一日

	車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり 二十四時間
	荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯		

二 届出年月日

令和二年七月二十日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課産業支援室
- 2 縦覧の期間 令和二年八月七日から同年十二月七日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課産業支援室において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年八月七日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
三好市三野町 河内谷西部土地改良区	令和二年七月七日